平成２３年（フ）第２９号
岩手県二戸市堀野字上東３番地７
債務者　梅内　英之
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原基也
4　破産債権の届出期間　平成23年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第３１号
岩手県二戸市浄法寺町海上前田15番地
債務者　姉帯多知子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　乙秀
4　破産債権の届出期間　平成23年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第１１３８３号
東京都昭島市田中町３丁目５－１－306
債務者　三輪　正城
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大泉　健志
4　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８６号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目５番11号
債務者　山本　末夫
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　晃久
4　破産債権の届出期間　平成23年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
静岡県浜松市西区湖東町1487番地の12、前住所静岡県浜松市中区幸２丁目52番15号　ビレッジ幸101
債務者　髙坂　一成
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原里夏
4　破産債権の届出期間　平成23年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
北海道枝幸郡枝幸町歌登南町413番地１
債務者　吉田　憲和
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月26日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９７号
群馬県吾妻郡高山村大字中山4163番地
債務者　西形　　勉
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猿谷　直樹
4　破産債権の届出期間　平成23年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月25日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
千葉県山武市津辺378番地２　３号
債務者　常葉　博幸
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　優子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３２５号
さいたま市南区白幡５丁目３番28―303号
債務者　藤﨑　正和
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　孝明
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
千葉県東金市油井1046番地３　丘山団地21号
債務者　細川　淳子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　佐和
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１６０号
千葉県山武郡九十九里町片貝5057番地10
債務者　高橋　弘明
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第８７８号
神戸市東灘区向洋町中１丁目４番地130号棟302号室
債務者　塩谷　和子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　　努
4　破産債権の届出期間　平成23年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３４号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番１―1112号
債務者　山本　　律
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱本　　由
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０号
鳥取県鳥取市桜谷596番地
債務者　ＫＨＡＮ　ＭＯＨＡＭＭＡＤ　ＹＯＵＮＡＳ
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　房安　　強
4　破産債権の届出期間　平成23年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
鳥取地方裁判所民事部